

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）

学校長 様

新潟市立沼垂小学校

年 組

児童生徒氏名

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）

上記の者は、新型コロナウイルス感染症にて療養等をしておりましたが、令和 年 月 日をもって療養解除となりましたので、本届を提出します。

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

- ・療養解除となり、登校する際に本届をお子さんに持たせてください。
- ・新型コロナウイルス感染症は厚生労働省により、療養期間が定められています。

【有症状患者：発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。】

【無症状患者：検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。】

		12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	
有症状	症状軽快が6日目までの場合	発症						症状軽快	24時間経過	登校可能		※症状軽快日より療養期間が変わる
	症状軽快が7日目以降の場合	発症						症状軽快	24時間経過	登校可能		
無症状		検体採取日								登校可能		

- ・本届は、保護者等が記入するものです。保健所や医療機関には記入を求めないでください。